

## 鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の地区ごとにおける推進に当たり、市民等の意見を反映させるため、次に掲げる地区ごとに当該各号に定める地域福祉計画地区福祉推進会議を設置する。

- (1) 中央地区（本市の区域のうち各支所の所管区域に属する地域以外の地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画中央地区福祉推進会議
- (2) 谷山地区（谷山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画谷山地区福祉推進会議
- (3) 伊敷地区（伊敷支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画伊敷地区福祉推進会議
- (4) 吉野地区（吉野支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉野地区福祉推進会議
- (5) 桜島地区（桜島支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画桜島地区福祉推進会議
- (6) 吉田地区（吉田支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉田地区福祉推進会議
- (7) 喜入地区（喜入支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画喜入地区福祉推進会議
- (8) 松元地区（松元支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画松元地区福祉推進会議
- (9) 郡山地区（郡山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画郡山地区福祉推進会議

### (所掌事項)

第2条 前条各号に掲げる地域福祉計画地区福祉推進会議（以下「地区会議」という。）の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区ごとにおける地域福祉計画の推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 鹿児島市地域福祉計画推進委員会への提言に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 地区会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者で公募に応じたもの 3人以内
  - ア 市内に居住する者
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 1人以内

(3) 社会福祉活動を行う団体の代表者 6人以内

(4) 行政の代表者 3人以内

(委員長等)

第4条 地区会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、各地区の地区会議を代表し、会務を総理し、当該地区会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 次の各号に掲げる地区の地区会議の庶務は、当該各号に定める課において処理する。

(1) 中央地区 健康福祉局福祉部地域福祉課

(2) 谷山地区 健康福祉局谷山福祉部福祉課

(3) 伊敷地区 健康福祉局福祉部伊敷福祉課

(4) 吉野地区 健康福祉局福祉部吉野福祉課

(5) 桜島地区 健康福祉局福祉部桜島保健福祉課

(6) 吉田地区 健康福祉局福祉部吉田保健福祉課

(7) 喜入地区 健康福祉局谷山福祉部喜入保健福祉課

(8) 松元地区 健康福祉局福祉部松元保健福祉課

(9) 郡山地区 健康福祉局福祉部郡山保健福祉課

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。